償却資産申告の手引

（福 岡 県 小 郡 市）

申告期限は、 令和９年２月１日（月）です。

提 出 先は、 小郡市役所 税務課 資産税Ｇ です。

【本館１階５番窓口】

※早めの提出にご協力ください。

【目次】

	ページ
償却資産について ・・・・・・・・・・・・	2
提出書類について ・・・・・・・・・・・・	6
償却資産申告書の書き方（記入例） ・・・・・・・・・・・・	7

償却資産申告書を小郡市役所に送る際に
下の宛名カードをご使用ください。

✂切り取り線

〒838－0198
福岡県小郡市小郡２５５番地１

小郡市役所　税務課　資産税Ｇ　行

（償却資産担当）

左の宛先カードを市販の封筒に
貼って送ってください。
（切手代は必要です。）

申告書・手引等のダウンロードはこちらです。

https://www.city.ogori.fukuoka.jp/

（ホーム ＞ くらし ＞ 税金 ＞ 申請書ダウンロード ＞ 償却資産（固定資産税）に関する申請書）

◆償却資産とは

法人や個人で事業・農業を営んでいる方や、駐車場・アパート等を貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・備品などを償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、特許権・漁業権・鉱業権のような無形減価償却資産、固定資産税が課税されている土地・家屋、自動車税・軽自動車税が課税される自動車等は課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

◆申告が必要な方

令和９年１月１日現在、小郡市において事業を営んでおられる個人及び法人です。

償却資産の多少を問わず、必ず申告書をご提出ください。

令和８年中に資産の増減がない場合でも、資産の増減がない旨の申告が必要です。

初めて申告される方は全資産の申告が必要です。

既に廃業されている場合は、簡易申告書に廃業年月を記入し、提出してください。

自己所有の資産がない場合は、簡易申告書の「２．該当する資産がありません」に「○」を記入し、提出してください。

（▶ 地方税法第３４１条第４号、第３８３条）

◆税率・免税点等について

税率は、**１．４％**です。税額は、**課税標準額×１．４％**で算出します。

ただし、**償却資産の課税標準額の合計が１８０万円未満の場合は課税されません。**

◆申告書の書き方

申告書の具体的な記入方法につきましては、記入例をご参照ください。

「償却資産申告書」、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」、「種類別明細書（減少資産用）」は、控えが必要な場合は事前にコピーをとっておいてください。

前年度申告の資産に異動がない場合は、簡易申告書の申告で構いません。簡易申告書も控えが必要な場合は事前のコピーをお願いします。

◆償却資産の種類

資産の種類は以下のとおり分類してください。

資産の種類		細目
1	構築物	煙突・貯水池・水槽・舗装路面・打込井戸・門・塀・庭園 緑化施設・橋・軌道・岸壁・桟橋・ネオン塔・駐車場設備 キャノピー・タンク等
	建物附属設備	動力配線設備・間仕切り（賃借人が施した造作等を含む） 照明設備等
2	機械及び装置	工作機械・電気機械・化学機械・建設機械・印刷機械 ソーラーパネル（太陽光発電設備） 旋盤・プレス・コンプレッサー・コンデンサー・溶接機 冷暖房設備（ボイラー等）・運搬設備（コンベア等） その他物品の製造・修理等に使用する機械及び装置等
3	船舶	一般船舶・漁船・はしけ・曳船 モーターボート・ヨット・ボート等
4	航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダー等
5	車両及び運搬具	荷車・構内運搬車 大型特殊自動車等 （ただし自動車税・軽自動車税の課税客体は除く）
6	工具・器具及び備品	測定工具・検査工具・取付金具・鍛圧工具・切削工具 雑工具 机・椅子・ロッカー・キャビネット・テレビ・ビデオ・ 応接セット・ルームクーラー・陳列ケース・冷蔵庫 ネオンサイン・看板・照明機器 金庫・計算機・レジスター・コピー・タイムレコーダー 消毒用機器・診察用機器等医療用機械器具 ドライヤー・美容椅子・パーマ用機器等理美容器具 自動販売機・貸衣装・カメラ・鏡台 その他営業用器具・備品等

※上記は資産の一例です

◆業種別の主な償却資産の内容

業　　種		資　産　明　細
製パン業 製菓業		粉ふるい機・あん分離機・スライサー・ボイラー・ 電気、ガス窯・陳列ケース・包装機・レジスター　など
接客業	旅館・料亭 割烹・ホテル バー・喫茶・飲食	庭園・音響機器・応接セット・電話設備・厨房器具・冷蔵庫・ エアコン・ベッド・楽器類・レジスター・ボイラー　など
クリーニング業		洗濯機・脱水機・プレス機・カッター仕上げ機　など
理・美容業		理美容椅子・エアコン・鏡・洗面設備・美顔器　など
医（歯）業		診療台・ベッド・椅子・滅菌機・赤外線灯・レントゲン・心電図・ 手術設備・麻酔器・耳鼻科用ユニット・洗浄装置　など
自動車関連サービス業		プレス機・スチームクリーナー・ライニング修正機・オートリフト・ オイルチェンジャー・プラグクリーナー・測量器　など
印刷業		活版印刷機・写植機・乾燥機・裁断機　など
食肉・鮮魚販売業		冷凍機・冷凍冷蔵庫・肉切機・動力設備・陳列棚　など
紙器加工・紙器製造業		押切機・罫線機・角切機・角止機・自動紐掛機・自動穴開機　など
製麺業		製麺機（混合機、連続切出機）・水槽・ローラー・動力設備　など
駐車場業 不動産貸付業		柵・屋外照明等の電気設備・駐車装置・駐車場料金自動計算装置 屋外の給排水設備・ルームエアコン・駐車場の舗装・外構一式など
農業		ビニールハウス・温室・農業用機械・農産物処理加工用機具・ 精米、精麦機・きのこ栽培用ほだ木・作業台・ボイラー・ポンプ・ コンテナ・防除用機具　など
売電業		太陽光パネル・架台・パワーコンディショナー・送電設備・電力量計 フェンスなどの周辺施設　など

◆リース資産等の申告について

リース資産等については、契約内容により申告者（納税者）が異なります。ご注意ください。

契約内容	申告者（納税者）
通常の賃貸借契約によるリース資産 （期間満了と同時に資産回収されるもの）	リース会社
ファイナンスリース等、実際の売買にあたるようなリース資産 （リース後に使用者の所有物となるもの）	賃　借　人
所有権留保付売買（割賦販売）	買　主

◆申告に際しての注意点

①申告の対象となる資産

令和９年１月１日現在において、事業のために用いることができる資産が申告の対象です。次に掲げる資産も申告の対象となります。

ア）償却済資産（耐用年数が経過した資産で、現在も使用中のもの）
イ）建設仮勘定で経理されている資産および簿外資産
ウ）遊休または未稼働の資産
エ）改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います）
オ）福利厚生のために用いるもの
カ）使用可能期間が１年未満または取得価額が２０万円未満の償却資産であって、個別償却しているもの
キ）租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（中小企業等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産）

②申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象になりませんので、申告の必要はありません。

ア）自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
イ）無形固定資産（特許権、ソフトウェアなど）
ウ）耐用年数が１年未満もしくは１０万円未満の償却資産について、一時に損金算入しているもの、または必要経費としているもの
エ）取得価額が２０万円未満の償却資産で、３年間の一括償却を選択したもの

③賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

賃借人（テナント）等が取り付けた附帯設備（内装、造作、建築設備）については、賃借人（テナント）等が償却資産として申告することになります。

◆虚偽の申告をした場合、または申告をしない場合

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、または正当な理由なく申告をしない場合は、罰金や過料などの罰則が科されることがあります。

また、不申告の方については、税務署等で資料を閲覧し、償却資産の内容の把握をさせていただく場合があります。

（▶ 地方税法第３８５条、第３８６条、小郡市市税条例第７５条）

◆簡易調査へのご協力をお願いします

小郡市では、公平かつ公正な課税に努めるため、納税義務者に対し、通常の申告とは別に事業に関係する帳簿書類の提示を求め、申告内容との照合・確認作業を実施しております。

簡易調査を行う際には案内を送付しますので、固定資産台帳の写しの提出等、ご協力をお願いします。提出いただけない場合には、事業所等への立入調査を実施する場合がございますので、ご協力よろしくお願いします。（▶ 地方税法第３５３条、第４０８条）

◆提出書類

≪初めて申告される方≫

- 償却資産申告書
- 種類別申告書（増加資産・全資産用）

※償却資産をお持ちでない方は、同封の簡易申告書のみ提出してください。
（「２．該当する資産がありません」に「○」をつけてください）

≪前年度に申告されている方≫

○増減がある場合

- 償却資産申告書
- 種類別申告書（増加資産・全資産用）または（減少資産用）

○増減がない場合

- 償却資産申告書（備考欄に増減なしと記入）

または

- 簡易申告書（「１．増加・減少はありません」に「○」をつけてください）

≪廃業された方≫

- 簡易申告書（「５．廃業」に「○」をつけ、廃業日等を記入してください）

◆提出方法

令和９年２月１日（月）までに小郡市役所・税務課・資産税Ｇにご提出ください。
※申告書を郵便で提出される方で、控用に受付印を必要とされる場合は、申告書の写しと、切手を貼った返信用封筒を同封してください

申告書の提出（郵送）及び問合せ先
〒８３８－０１９８
福岡県小郡市小郡２５５番地１
小郡市　環境経済部　税務課　資産税Ｇ
☎０９４２（７３）９１０１

◆電子申告について

小郡市では、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用した、インターネットによる電子申告の受付を行っています。

「eLTAX（エルタックス）」の利用には、事前の手続きが必要です。詳細はホームページをご確認ください。【https://www.eltax.lta.go.jp/】

◆申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の書き方(記入例)

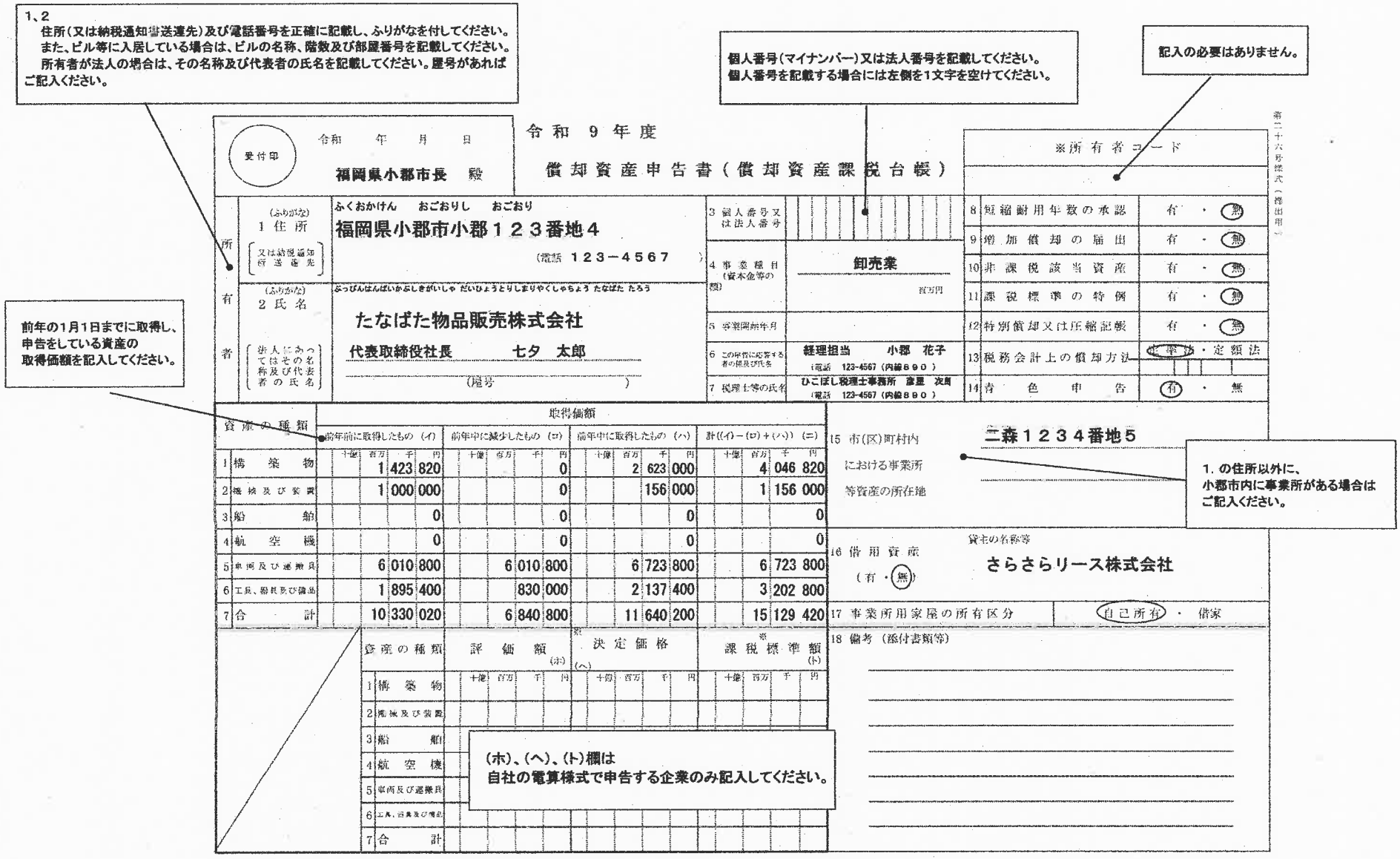

(2) 種類別明細書(全資産)の書き方(記入例)

◆記入上の注意◆

1. **今年はじめて申告される方**は、令和9年1月1日現在所有している償却資産の全部を記入して下さい。

2. 例示として記入しておりますが、前年申告されている方は、増加資産の申告のみでも構いません。

3. 資産の名称欄は、次の要領で記入されるようお願いします。
(1)資産名称はカナ文字、漢字、算用数字およびアルファベットを使用し、20字以内で資産が判別できるように記入してください。
(2)濁点、半濁点ははっきり読み取れるように記入してください。

個人の場合は氏名、法人の場合は名称を記入してください。

記入の必要はありません

令和 9 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一(提出用)

所有者コード

所有者名: たなばた物品販売株式会社

1 枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額(イ)	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(ハ)	課税標準の特例率	課税標準の特例コード	課税標準額(ニ)	増加事由	摘要
01	1		LAN回線工事	1	4	31	4	123,000	10	0.					①2 3.4	
02	2		梱包機	1	5	1	8	156,000	5	0.					①2 3.4	
03	5		フォークリフト	1	5	1	12	6,723,800	4	0.					①2 3.4	
04	6		パーテーション	2	4	25	3	200,000	8	0.					1.2 3.4	広島支店より移動
05	6		エアコン	3	5	1	10	456,900	6	0.					1.2 3.4	
06	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	1	9	2,500,000	10	0.					1.2 3.4	
07	6		応接セット	1	4	30	5	1,000,500	8	0.					①2 3.4	申告もれ
08	6		パソコン	4	5	3	6	480,000	4	0.					①2 3.4	
09	1		緑化設備	1	4	24	5	870,000	20	0.					①2 3.4	
10	1		門扉取り付け工事	1	4	7	5	315,620	10	0.					①2 3.4	
11	1		看板工事	1	4	7	5	238,200	10	0.					①2 3.4	
12	2		ラベリングマシン	1	4	8	12	1,000,000	10	0.					①2 3.4	
13	6		パソコン	1	4	23	7	150,000	4	0.					①2 3.4	
14	6		事務机	4	4	11	11	280,000	15	0.					①2 3.4	
15	6		事務椅子	4	4	11	11	39,200	15	0.					①2 3.4	
16	6		プリンター	2	4	23	2	164,000	5	0.					①2 3.4	
17	6		ロッカー	6	4	26	10	182,200	15	0.					①2 3.4	
18	6		キャビネット	5	4	15	3	250,000	15	0.					①2 3.4	
19										0.					1.2 3.4	
20										0.					1.2 3.4	
小計				40				15,129,420								

資産の種類の番号を記入してください。
資産の種類は「1. 構築物及び建物附属設備」「2. 機械及び装置」「3. 船舶」「4. 航空機」「5. 車両及び運搬具」「6. 工具・器具及び備品」の6種類です。

資産を取得した年月を記入してください。
また、年号は昭和=3、平成=4、令和=5で記入してください。

(ロ)欄～課税標準額の欄については記入の必要はありません。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

(3) 種類別明細書(増加資産)の書き方(記入例)

◆記入上の注意◆

1. **今年はじめて申告される方**は、全資産申告をしてください。

2. **前年申告された方**は、***増加した資産のみ記入***してください。

3. 資産の名称欄は、次の要領で記入されるようお願いします。
(1)資産名称はカナ文字、漢字、算用数字およびアルファベットを使用し、20字以内で資産が判別できるように記入してください。
(2)濁点、半濁点ははっきり読み取れるように記入してください。

個人の場合は氏名、法人の場合は名称を記入してください。

記入の必要はありません

令和 9 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード	

所有者名	1 枚のうち 1 枚目
たなばた物品販売株式会社	

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 (イ)	耐用年数	償却現存率 (ロ)	価額 (ハ)	課税標準の特例 率	課税標準の特例 コード	課税標準額 ※	増加事由	摘要
01	1		LAN回線工事	1	4	31	4	123,000	10	0.					①2 3 4	
02	2		梱包機	1	5	1	8	156,000	5	0.					①2 3 4	
03	5		フォークリフト	1	5	1	12	6,723,800	4	0.					2 4	
04	6		パーテーション	2	4	25	3	200,000	8	0.					2 4	広島支店より移動
05	6		エアコン	3	5	1	10	456,900	6	0.					2 4	
06	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	1	9	2,500,000	10	0.					2 4	
07	6		応接セット	1	4	30	5	1,000,500	8	0.					①2 3 4	申告もれ
08	6		パソコン	4	5	1	6	480,000	4	0.					①2 3 4	
09															1. 2 3. 4	
10															1. 2 3. 4	
11															1. 2 3. 4	
12															1. 2 3. 4	
13															1. 2 3. 4	
14															1. 2 3. 4	
15															1. 2 3. 4	
16															1. 2 3. 4	
17															1. 2 3. 4	
18															1. 2 3. 4	
19															1. 2 3. 4	
20															1. 2 3. 4	
			小計	14				11,640,200								

(ロ)欄～課税標準額の欄については記入の必要はありません。

資産の種類の番号を記入してください。
資産の種類は「1. 構築物及び建物附属設備」「2. 機械及び装置」「3. 船舶」「4. 航空機」「5. 車両及び運搬具」「6. 工具・器具及び備品」の6種類です。

資産を取得した年月を記入してください。
また、年号は昭和＝3、平成＝4、令和＝5で記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一(提出用一)

(4) 種類別明細書(減少資産)の書き方(記入例)

◆記入上の注意◆

1. 今年初めて申告される方は、提出の必要はありません。
2. 前年に申告された方は、前年中に売却・滅失および移管により減少した資産を記入してください。
3. 減少した資産の種類、資産コードは正確に記入してください。
4. 名称、数量等は同じ場合でも「同上」や「〃」などとは記入しないでください。

記入する必要はありません。

該当事由の番号を○で囲んでください。

個人の場合は氏名、法人の場合は名称を記入してください。

令和 9 年度

種類別明細書(減少資産用)

第十六号様式別表一(提出用)

所有者コード	所有者名	1 枚のうち 1 枚目
	たなばた物品販売株式会社	

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
											1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部	
01	5		フォークリフト	1	4	23	1	6,010,800	4		1・2・(3)・4	(1)・2	熊本店へ移動
02	6		パソコン	3	4	22	7	450,000	4		1・(2)・3・4	1・(2)	
03	6		エアコン	1	4	16	4	380,000	6		1・(2)・3・4	(1)・2	
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
09											1・2・3・4	1・2	
10											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
			小計	5				6,840,800					

減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、
当該資産の減少した部分に対応する取得価額を
記入してください。

例) 平成22年7月取得
パソコン4台 取得価額600,000円のうち
3台が減少する場合
↓
数量3 取得価額450,000円の減少

資産が減少した事由について、
必要な事項を適宜記入してください。